



保 福 第 699 号  
令和 4 年 1 月 26 日  
(保健医療福祉課扱い)

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

まん延防止等重点措置の適用に係る周知について (依頼)

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、標記のことについて、各医療機関管理者に対して依頼文を発出します。

については、別添の「まん延防止等重点措置の適用について (依頼)」(令和 4 年 1 月 26 日付け保福第 695 号) について、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、医療機関へ周知して下さるようよろしくお願い申し上げます。

なお、鹿児島県医師会、鹿児島県(市郡)歯科医師会、鹿児島大学病院及び医療法人徳洲会が開設する病院・診療所へは別途依頼しました。

連絡先

保健医療福祉課医務係 佐師, 原

電 話 : 099-286-2707

E-mail : imushika@pref.kagoshima.lg.jp

保 福 第 695 号  
令和4年1月26日  
(保健医療福祉課扱い)

各医療機関 管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部長

まん延防止等重点措置の適用について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき感謝申し上げます。  
昨日、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、本県に対し、まん延防止等重点措置を適用することとし、その期間については、1月27日から2月20日までとすることを決定しました。

これを踏まえ、昨日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、県内全域をこの措置区域としたところです。

また、1月19日に発令した県内全域への「爆発的感染拡大警報」についても、継続することとしました。

各医療機関におかれましては、引き続き、これまで送付している通知（令和4年1月8日付け保福第632号など）を御確認の上、感染拡大防止のための取組と適正な医療の提供に努めていただくとともに、先にお知らせした「オミクロン株の感染流行に対応した臨時の医療施設等の開設準備及び医療機関における診療機能の維持・継続について」（令和4年1月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）に記載されている診療機能の維持・継続に向けた対応についても改めて御確認ください。よろしくお願いいたします。

なお、本件に関する知事メッセージにつきましては、近々県ホームページに掲載される予定ですので、参考にしてください。

○県ホームページアドレス（参考）

<https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/index.html>

ホーム > 健康・福祉 > 医療 > 新型コロナウイルス感染症

連絡先

保健医療福祉課医務係 佐師，原

電 話：099-286-2707

E-mail：imushika@pref.kagoshima.lg.jp